

様式3-②

自動車運送事業者の事業停止処分

下記自動車運送事業者について、事業停止処分を行いました。

事業種別	一般乗用旅客自動車運送事業
事業者名	多田野タクシー 株式会社（法人番号4380001005774）
住所	（本社） 福島県郡山市逢瀬町多田野字久保田6番地1 （営業所） 福島県郡山市逢瀬町多田野字久保田6番地1
停止営業所	本社営業所
停止期間	（事業の全部停止） 令和5年7月26日～令和5年8月24日までの30日間 （車両使用停止処分） 1両×80日 計 80日車 総計 290日車
処分日	令和5年7月19日
違反の内容	令和5年6月9日に実施した特別監査において、運行管理者の選任違反等が判明したものの。
累積違反点数	38点
車両数	7両（タクシー7両）